第８－１号様式（第５条第８項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 奈機構総第　　　 号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和 　年 　月 　日

法人文書開示決定通知書

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人奈良国立大学機構理事長

　　　　　　　　　　　　　印

　令和　　年　　月　　日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第９条１項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1. 開示する法人文書の名称
2. 不開示とした部分とその理由

　　＊　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国立大学法人奈良国立大学機構理事長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

　　　　　　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、国立大学法人奈良国立大学機構を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　３．開示の実施方法等

　（1）開示の実施の方法等　　＊裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人文書の種類・数量等 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の額  （算定基準） | 法人文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額 |
|  |  |  |  |

　　（2）機構本部における開示を実施することができる日時、場所

　　（3）写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

　　＊　不明な点がある場合には、奈良国立大学機構法人総務課（TEL　0742－20－3204）にご連絡ください。

＜説明事項＞

１ 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、３(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

機構本部法人総務課における開示の実施を選択される場合は、３(2) 「機構本部における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「５　担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の５日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料（郵便切手）が必要になります。

２ 開示実施手数料の算定について

1. 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（例）150頁ある法人文書を閲覧する場合：

　　　100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある法人文書の写し（カラー）の交付を受ける場合：

　　　用紙1枚につき20円 → 基本額 3000円 → 手数料は2700円

150頁ある法人文書のうち100頁を閲覧し、10頁について写し（カラー）の交付を受ける場合（残りの40頁は開示を受けない）：

　　　閲覧に係る基本額100円 ＋ 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円

→ 手数料は無料

1. 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、 手数料の減額又は免除を受けることができます。

減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

1. 手数料の納付

開示実施手数料の納付方法は、次の2通りあります。

(1)　開示実施日までに指定銀行口座に銀行振込により納付する。

この場合領収証書を、①開示実施日までに持参するか、②「開示の実施方法の申出書」を提出の際に同封してください。

(2)開示実施日に現金により開示を実施する情報公開窓口に直接納付する。

３ 不開示部分に係る審査請求等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国立大学法人奈良国立大学機構理事長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、国立大学法人奈良国立大学機構を被告として、裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なおこの決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

４ 開示の実施について

機構本部法人総務課における開示の実施を選択され、その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、機構本部に来られる際に、本通知書をご持参ください。

５ 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

　　　　　　　　　　　　奈良国立大学機構法人総務課（TEL　0742－20－3204）